

第8次粉じん障害防止総合対策

筑西労働基準監督署



はじめに

昭和56年に粉じん障害防止規則が全面施行されて以降、7次にわたり作業環境管理、作業管理、健康管理等の推進を内容とする総合的な粉じん障害防止対策を推進してきました。

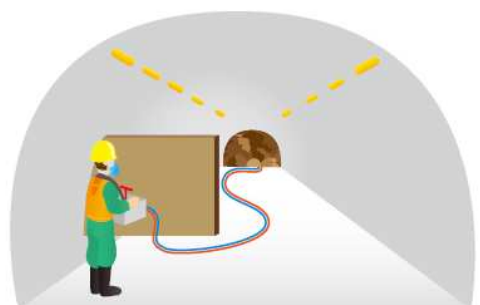
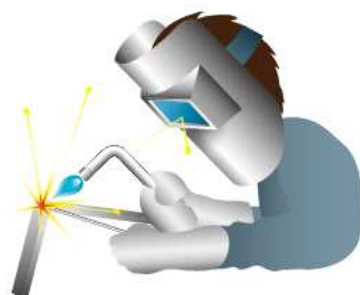
その結果、新たにじん肺の所見が認められた労働者の数は、昭和56年当時と比べ、大幅に減少し、近年は全国で200人台で推移しており、平成23年には初めて200人を下回る(174人)など、効果は確実にあがっています。

筑西労働基準監督署の管内には、日本の代表的な御影石の産地が2か所(真壁地区、岩瀬地区)あり、原石の採掘から小割、切断、研磨までの作業が行われていることから、粉じんによるばく露対策が重点課題の1つとなっており、引き続き粉じん障害防止対策を推進するため、第8次粉じん障害防止総合対策(平成25年度~平成29年度)を策定しました。

今後、事業者の方におかれましては、この総合対策に基づき、粉じん障害防止の措置をより徹底するとともに、粉じん作業に従事する労働者の方も、事業者が講ずる措置の実施に積極的に協力をお願いいたします。

計画の期間

本計画は、平成25年度を初年度とし、平成29年度を最終年度とする5カ年計画とする。



事業者が講ずべき措置の概要

1 岩石等の裁断等作業 アーク溶接作業 にかかる粉じん障害防止対策を進めましょう。

平成24年4月の粉じん則及びじん肺法施行規則改正により、屋外で岩石又は鉱物の裁断・彫り・仕上げする作業、アーク溶接作業に従事する労働者は、有効な呼吸用保護具の着用が必要となりました。

呼吸用保護具は、**電動ファン付き呼吸用保護具**が有効であるので、積極的に導入するとともに、以下を周知徹底しましょう。

周知徹底する内容

- 有効な呼吸用保護具の着用が必要であること等を記した「**粉じん障害防止措置の要旨**」を、作業場の見やすい場所に掲示すること。



類似する研磨・ばり取り作業も呼吸用保護具が必要となりました（平成26年7月31日から）

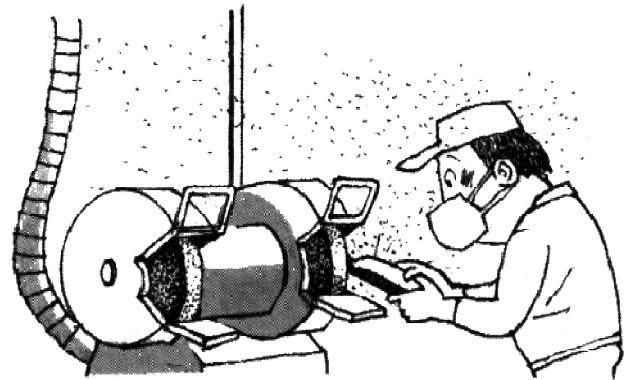
2 金属等の研ま作業にかかる粉じん障害防止対策を進めましょう。

(1) 金属等の研ま作業にかかる特定粉じん発生源（研ま作業の内、手持式グラインダ等の可搬式動力工具を除いたものをいう）については、局所排気装置及び除じん装置等を設置しましょう。

(2) 局所排気装置等の定期自主検査者講習を終了した者から「**検査・点検責任者**」を選任し、見やすい場所に掲示しましょう。

「検査・点検責任者」には、次の事項を行なわせましょう。

- 1年以内ごとに1回の定期自主検査の実施
- 1ヶ月に1回以上の自主的な点検の実施
- 当該検査、点検に基づく補修等の必要な措置
- 定期自主検査や点検の記録作成、保存など



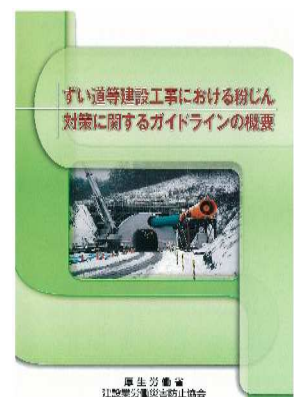
3 ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策を進めましょう。

「**ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン**」に基づく対策を徹底しましょう。

特に一部作業で義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具の使用にあたっては、作業中にファンが有効に作動する必要があるため、予備電池の用意や休憩室での充電設備の備付けを行ないましょう。

ガイドラインの主な内容

換気装置（送・排気併用式等）による換気の実施等
換気の実施等の効果を確認するため、空気中の粉じん濃度測定の実施（半月以内ごとに1回）及びその結果に応じた換気装置の風量の増加その他必要な措置の実施



コンクリート等の吹付け場所における作業に従事する労働者に対する**電動ファン付き呼吸用保護具**の使用

発破の作業を行なったときは、発破による粉じんが適当に薄められた後でなければ、発破をした箇所に労働者を近寄らせない措置

元方事業者は、粉じん対策にかかる計画の調整、教育に対する指導及び援助、清掃作業日の統一、関係請負人に対する技術上の指導等を行なう等



4 共通の対策

(1) 呼吸用保護具の着用と適正な保守管理をしましょう。

各作業場ごとに、「**保護具着用管理責任者**」を、衛生管理者、安全衛生推進者等の労働衛生に関する知識、経験等を有する者から選任し、見やすい場所に掲示しましょう。

「**保護具着用管理責任者**」には、次の保守管理に関する事項を行なわせましょう。

- ・ 呼吸用保護具の適正な選択、使用、顔面への密着性の確認に関する指導
- ・ 呼吸用保護具の保守管理及び廃棄
- ・ 呼吸用保護具のフィルタの交換基準を定め、交換日等を記録する台帳を整備する等のフィルタ交換の管理



(2) 健康管理対策を進めましょう。

じん肺法に基づく「**じん肺健康診断**」を実施し、毎年じん肺健康管理実施状況報告を筑西監督署に提出しましょう（平成15年から、じん肺健康診断の中に肺がんに関する検査（胸部らせんCT検査、喀痰細胞診）が追加されています）。

また、じん肺健康診断の結果に応じて、労働者への粉じんばく露の低減措置、または粉じん作業以外の作業への転換措置を行ないましょう。

じん肺有所見労働者へのじん肺の増悪の防止を図るため、産業医等による継続な保健指導を実施するとともに、「**じん肺有所見者に対する健康管理教育のためのガイドライン**」に基づく健康管理教育を行ないましょう。

さらに、じん肺有所見労働者へは、じん肺健康診断において、肺がんに関する検査の実施及び積極的な禁煙の働きかけを行ないましょう。



特定粉じん作業に常時従事する労働者に対しては、粉じんの発散防止等、作業場の管理、呼吸用保護具の使用方法、粉じんにかかる健康管理等、関係法令を定めた、「**粉じん作業特別教育**」を実施しましょう。

また、特定粉じん作業以外の粉じん作業に常時従事する労働者においては、じん肺に関する予防及び健康管理のための特別教育に準じた教育を実施しましょう。

- (3) たい積粉じん除去のための清掃を実施しましょう。
「たい積粉じん清掃責任者」を選任し、見やすい場所に掲示
しましょう。

「たい積粉じん清掃責任者」の指揮の下で、作業場所、通路、
設備等について、毎日の清掃及び1ヶ月に1回以上、定期的に
真空掃除機、水洗い等による清掃をしましょう。



- (4) 離職後の健康管理を進めましょう。

粉じん作業に従事し、じん肺管理区分が管理2または管理3の離職予定者には、「**離職する
じん肺有所見者のためのガイドブック**」等を配布しましょう。

粉じん作業に従事させたことのある労働者が、離職により事業者の管理から離れる場合には、
雇用期間内に受けた最終の「**じん肺健康診断結果証明書**」の写等、離職後の健康管理に必要な
書類を取りまとめ、労働者の求めに応じて提供しましょう。

厚生労働省ホームページ

ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインの概要

(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/080529-1.html>)

健康管理手帳制度について

(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/techo/index.html>)

**いったんじん肺にかかるともとの正常な肺にはもどらず、粉じん作業を
やめた後も病気は進行します。さらにじん肺を治す根本的な治療がな
いことを考えると、粉じんの発生源対策、局所排気装置等の適正な稼
働、呼吸用保護具の適正な着用などにより粉じんへのばく露防止対策
を徹底することが重要です。**



左)正常な肺

右)じん肺
(粉じんの吸入により肺が黒く
なっている。)